

第449回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和8年7月28日(火) 13時15分～14時45分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

4 議 題

(1) 令和8年度の山口県最低賃金の改正等について

- ① 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
- ② 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- ③ 山口県特定最低賃金の改正決定等について(諮問)
- ④ 山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
- ⑤ 最低賃金審議に係る資料について

(2) その他

5 議事概要

(1) 山口県最低賃金改正決定に係る意見聴取の公示を実施したところ、12団体から意見書の提出がなされたことを報告し、そのうちの2団体の参考人が意見陳述を行った。

また、その他に1団体から最低賃金にかかる要請があったことを報告した。

(2) 現時点で目安が示されておらず、事務局から中央最低賃金審議会の開催状況について説明を行った。

(3) 事務局から、1業種(電気)の特定最低賃金にかかる改正決定の申出書の提出があり、申出要件を満たしている旨を報告した。

山口県特定最低賃金の改正決定等について、山口労働局長から審議会へ諮問を行った。

(4) 最低賃金法第25条第2項の規定により、上記の山口県特定最低賃金専門部会が設置され、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、同専門部会に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び必要性有りと結論に達した場合の改正決定審議の具体的な議論を委ねることとされた。

(5) 事務局から最低賃金審議に係る資料の説明を行った。

(6) 事務局から山口県最低賃金専門部会委員と今後の審議会日程について説明を行った。